

会議の名称	平成24年度第3回個人情報保護運営審議会		
開催日時	平成24年11月19日(月)午後6時30分～8時20分		
開催場所	東村山市役所6階602会議室		
出席者及び欠席者	<p>●出席者： (委員) 木村茂光会長・臼井雅子委員・田村初恵委員・土田士朗委員・羽生田孝雄委員・水戸部瑞江委員 (理事者) 市長 (市事務局) 當間総務部長・根建総務部次長・清水総務課長・湯浅情報公関係長・星情報公関係主事</p> <p>●欠席者：嶋田節男委員</p>		
傍聴の可否	傍聴不可	傍聴不可の場合はその理由	会議の中で、東村山市情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報(個人情報や、市の情報セキュリティ対策の詳細情報など)が含まれる事項を審議するため
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総務部長挨拶 2. 会長へ諮問書授受 3. 諮問審議 諮問第4号「障害福祉システム入れ替えに伴う『精神障害者手帳・自立支援医療(精神通院)管理システム』追加導入並びに保守管理業務委託」(障害支援課) 諮問第5号「居住者の緊急時安否確認のための東京都住宅供給公社との協定締結(個人情報の外部提供及び目的外利用)」 4. 市長より「職員の住基システム私的閲覧」「市立保育園にて発生した市職員の不祥事」についてお詫び 5. 報告 ア. 「職員の住基システム私的閲覧」「市立保育園にて発生した市職員の不祥事」及び「『2次予防事業の対象者把握業務委託』における結果通知の誤り」への対応について報告 		
問い合わせ先	総務部 総務課 情報公関係 担当者名 湯浅・星 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227		
会 議 経 過			
(1) 総務部長挨拶 (総務部長)：皆さんこんばんは。お忙しい中、本日はご出席いただきありがとうございます。本日、本年度第3回の個人情報保護運営審議会ということになります。第2回の個人情報保護運営審議会の開催後、本日までの間に東村山市で個人情報に絡んだ不祥事がありました。職員による住民基本台帳端末の不正使用と、保育園における盗撮目的の疑いがあるカメラの設置でございます。また、事件ではございませんが、本年度第2回個人情報保護運営審議会でご審議いただいた、高齢介護課の二次予防事業において結果通知のミスがありました。この点についてお詫び申し上げるとともに、本日、市長からもご報告いたします。また、細部については私どもの方から再度ご報告いたしますので、よろしく願いいたします。			

- (2) 会長へ諮問書授受
- (3) 諮問審議

○ 諮問第4号「障害福祉システム入れ替えに伴う『精神障害者手帳・自立支援医療（精神通院）管理システム』追加導入並びに保守管理業務委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

※委員意見及び障害支援課の回答

- (株) ジーシーシーはどのような実績のある事業者か。
 - (株) ジーシーシーは昭和40年に設立され、地方自治体のシステム構築に特化している会社である。障害福祉システムの他にも各種情報システム等を構築しており、本市においても、現在高齢福祉システムと学校給食管理システムを納入している。障害福祉システムに関しても東京都の何市かで現在稼働している。
- 個人情報については削除が問題となる。これまでの他の諮問でも「削除については受託者任せで、受託者が実際に削除したのかわからないのではないか」という意見が出ているが、諮問書4ページの5の(4)に書いてあるように、今回の業務における削除は全て、削除を行った者と管理者が確認するという事によいか。管理者というのは市の情報の管理者が行くということによいか。

(総務課) 管理者は市職員ではなく、(株) ジーシーシーの従業員である。(株) ジーシーシー内で、担当者と管理者が二重確認を行う。
- そうすると市職員は、受託者のコンピュータ内の個人情報の削除の確認については、口頭での確認だけということになる。それで市としては問題ないと考えているのか。
 - 諮問書4ページの5の(4)にも記載したが、(株) ジーシーシーは国際規格である情報セキュリティマネジメントシステム(I SMS)の認証登録事業者であり、本市としてはそれを信頼して依頼するという事、実際に(株) ジーシーシーの作業場所に市職員が行き目視で削除を確認するという事までは考えていない。
- 市では(株) ジーシーシーに対して他の事業も委託しているということだが、他の事業でも削除は確認していないのか。

(総務課) (株) ジーシーシーに限らず、個人情報を受託者が取扱う場合に、専門知識をもつ市職員が受託者の作業現場に行き、最終的に本当に情報が削除されたかパソコンのシステムを調べて確認するという事まではどの委託契約でも行っていない。諮問書38ページを見てもらうと、特約条項の第12条に(取得個人情報の返還義務)というのがある。この第3項に、「甲は、乙に対し、前2項の処理が完了したことを示す報告書の提出を求められることができる。」という記載がある。一部の委託契約ではこの規定に基づき、受託者に対して「確かに削除を終了した。」という証明書や報告書を市に出してもらうことまではやっている。
- 市に戻ってきたときのUSBメモリの管理はどのような状況で行っているか。
 - USBメモリは情報政策課の所有物であり、障害支援課が貸与を受けているものなので、情報の受け渡しが終わったら情報政策課に返還する。USBメモリは受け渡しにしか使用しない。
- 諮問書4ページ5の(2)に、「作業終了後、受託者はその場で情報政策課

- 職員にUSBメモリを返却する」と書いてあるが、これは、(株)ジーシーシーに情報政策課の職員が直接行って受け取るということか。
- (株)ジーシーシーの従業員が市にUSBメモリを輸送して来て、こちらの情報政策課の事務室内で情報政策課職員に渡す。
- データ削除の確認の件だが、市で扱っている個人情報には様々なレベルがあるが、今回の場合は精神障害を対象とするセンシティブな情報であり、とりわけ管理が重要となる。削除したことについては、先ほど場合によってはきちんと削除した内容について報告書等をもらうという話があったが、きちんと書面をもらった上で、その書面に責任者の、それこそできれば(株)ジーシーシーの社長の捺印を入れてもらうぐらいしっかりした方がいい。その上で、削除したはずなのに相手方から情報が漏えいしたことになる、相手方の責任ということになる。他の個人情報以上に気を遣うべきだ。
 - 今回、データを外部の業者に渡すということだが、今までは全て市内内部でやっていたということではどうか。
- 今まで精神障害者手帳の情報と自立支援医療の情報に関しては、全てパソコンのエクセルを使用し市職員が管理していた。システムは使っていない。
- 諮問書3ページの4(1)②のデータ移行作業というのを(株)ジーシーシーがやると思うが、この際に作業記録を作成してもらって、市に報告してもらうということを徹底するべきだ。内容としては従事者の誰が何時から何時までどういう内容の作業をしたかというものでいいと思う。この作業がどのくらいの時間かかるのか諮問書からはわからないが、長短を問わず市に報告を受けるべきだ。
 - 本件の移行作業は何日間で、何人で行うのか。個人情報は扱う期間ができるだけ短く、扱う人数も少ない方がいいので、そのようにして欲しい。
- 手元の資料によると、受託者が移行データを入手したところから、移行の不具合のテストまでで1か月程度を予定している。
- 保守点検については、システム故障時などに情報政策課サーバー室及び障害支援課事務室に入室するということだが、定期点検というのはあるのか。保守点検は定期のものとトラブル発生時と両方があると思う。保守点検の時期などもきちんと緻密に考えて、市が把握できるようにして欲しい。
- 通常の事例で考えるとシステムを入れっぱなしということはなく、定期的に保守が入るはずだが、どのくらいの間隔で、どういう内容で入るのか、現時点では担当レベルまで話が伝わってきていない。
- 定期の保守点検の時期について仕様書に記載するなど、きちんとしていただきたい。
 - システム移行が完了して稼働した後の話だが、この業務そのものは都の事務で窓口が市になっている。窓口で申請を受けた後、都との情報のやり取りはどうなっているか。
- こちらで申請書を受け取り、都へは交換便を使って紙ベースで送付する。都は紙の申請書等をデータ処理し、結果の書類をまた紙ベースで市へ送付する。電子的にやりとりをするということはない。
- 諮問書4ページ5の(1)、導入作業時には起動時のID・パスワードを使わないと読めるが、操作研修時や保守管理時はどうなるか。
- 起動に関するID・パスワードを使用する。
- 同じく(3)について。(株)ジーシーシーの職員にインターネットに接続させないということは理解できたが、通常業務で、障害支援課の職員が作業時に、エクセルのデータを開いたままインターネットを接続するということ

はないか。

→ ない。

- 諮問書27ページの情報セキュリティに関する合意書7の②に、「業務において、やむを得ず委託者の情報ネットワークに接続することが必要な場合は、情報政策課長の許可を受けるものとする。」とあるが、許可を受けるといっただけであって、委託をした所管課なり情報政策課なりの職員の立会いということは書いていないが、そういうことはこれから必要になってくると思う。検討して欲しい。

(総務課) 了解した。

- 同じく6の①、「電子計算機等、機器の持込は禁止する。」とあるが、最近スマートフォンなどがあるが、どうしているか。

(総務課) スマートフォンの持ち込みは特に禁止していない。

- 今のところはそこまで禁止しなくてもという気はするが、だんだんノートパソコンとスマートフォンの区別がなくなって来ているため、検討が必要という気がする。障害支援課では、特別注意が必要な情報を取扱っているので、職員は受託業者が作業中にスマートフォンを利用する際は十分気を付けてほしい。検討課題として考えてもらいたい。
- 情報セキュリティ合意書に記載がある、事業者の事務室への入室時や、事業者のインターネット接続時には情報政策課長の許可を得るというのは市役所内で徹底されているか。

(総務課) 情報政策課の事務室、情報センターに入るときに許可については、常に情報センターは施錠されており、インターホンで名前を名乗って要件を言わないと入れず、市職員も名前と入室年月日を書かないと入れないようにしている。事業者の機器等の持ち込みについても特に厳しく見ている。

- 情報政策課と各課でのセキュリティの関係はどうなっているか。

(総務課) 市役所の他の事務室については、情報政策課ほどのセキュリティはとっていない。

(総務課) 市のインターネットと個別のパソコンは特殊な接続になっており、インターネット上のデータは、一回共用のハードディスクに落とさないと個別のパソコン側に持って来られないような仕組みになっている。逆に個別のパソコンからインターネット上に情報を持っていく場合も同様である。そのため、市職員が動かすときでも、相互のシステムの間では普通に切り取り貼り付けができない。仮にIDパスワードを知っている職員がインターネットを起動していて、同時に個人情報を含んだファイルを開いていたとしても、簡単にインターネット側に張り付けたり、ボタン一つで送信したりということはできないと考えていただいてよい。

- 定期でメンテナンスをするかどうかについて後ほど報告していただくという条件付きで、可とする。

○ 諮問第5号「居住者の緊急時安否確認のための東京都住宅供給公社との協定締結(個人情報の外部提供及び目的外利用)」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

※委員意見及び地域福祉推進課の回答

- 今回の緊急時安否確認のための外部提供及び目的外利用について、東京都住宅供給公社(以下「JKK」とする。)が管理する住宅の住民の方に個別で伝えなくてよいのか。

- J K Kに確認したところ、J K Kが市から個人情報の提供を受けることについて、住民の方に説明はしていない。個別にご説明することは難しいため、今回個人情報保護運営審議会にかけた上で、緊急時のみということでJ K Kに個人情報を提供していきたい。
- 市と協定を締結したら、住民に知らせる予定か。
- J K Kには「協定を結んだら適切に住民の方に知らせていってほしい」と要望しており、伝えてもらえると考えている。もっとも締結後すぐというわけではなく、どのようなタイミングになるかはJ K Kと協議が必要である。
- 最近の事情を考えると本件は緊急かつ重要であるが、住民の方が知らない間に市からJ K Kに個人情報が提供されていたというのも問題になる。やはり、協定を結んで緊急事態に際しては市が適切に情報を提供することや、J K Kが情報をもらいますということを住民の方に伝えておいた方がよい。何かあったときに、協定に基づいて情報提供していることを既に住民に知らせてあるのであれば、市としてできる限りのことはやっていることになる。
- 本件は市が個人情報を外部提供するので、J K Kではなく市がJ K Kの住民に「緊急時にはそういう対応をする」と明示する必要があるのではないか。行政機関個人情報保護法（注：国の省庁を対象とする法律）第4条において、個人情報を取得するときは本人に利用目的を明示しなければならないとあるので、その精神から考えるとJ K Kではなく市が住民に知らせる必要があると思う。
- J K Kも、本協定の締結について何らかの形で住民に知らせると思う。それ以外に、例えば市が市報などで「本件の協定を結びました、その中身はこうで、市はこういう情報を提供するようになります」と協定締結とその内容について周知しておくことが必要だと思う。
- (総務課) 個々の住民の方に市から個別に通知するというのは現実的には難しい。個別に同意を取るのであればこの審議会にかけなくてもよいのだが、それが現実的に難しいので諮問している。市としては、例えば市報に載せるなり、J K Kが戸別に出している「住まいのひろば」というチラシに市からの記事として一文、「東村山市では、緊急時の安否確認の際はJ K Kに個人情報を提供しています」という記事も載せてもらうなどの対応しかとれないと考える。
- 諮問書2ページに電話での情報照会というのがある。緊急時なのでパソコンを使うことはないと思うが、電話で市の職員が情報をJ K Kに伝えたときに、J K Kの職員がメモを取るなどの記録を残すと思う。この電話内容を書き留めた記録をその後どのように処分しているかの確認はどのようにする予定か。
- J K Kには「市から提供した情報はJ K K内部でしか使用せず、J K Kの委託先の業者等も含めて情報の外部提供はしない」旨を確認している。提供した情報については、J K Kの個人情報保護の内部規定に基づき、本人の安否確認及び支援に必要な間はJ K Kで責任を持って保管し、それが終わったら廃棄すると聞いている。例えば入院情報だと、病院名などは退院するまで持つておく必要があるので一定期間保管する。
- これまで諮問にかかる案件では、個人情報を取扱う委託契約や協定を結ぶ場合、「個人情報の取扱いに関する特約条項」や「情報セキュリティに関する合意書」が契約書等に添付されていた。本件はそれらがついていないが、

果たしてそれでよいと考えているのか。提供する情報も場合によっては病歴などのセンシティブ情報も含むので、おろそかに扱ってもらっては困る。市も情報を提供する以上、きちんと相手方が管理して、漏れないようにしてくれるのかどうかをしっかりと確認することが必要なので、そのぐらいのことはやらなければいけない責任があると思う。

- 個人情報を含む書類の廃棄では、市だとシュレッダーにかけるなどの処理方法がある。J K Kに対しても市に準じた取り扱いが適切に行われているかを確認し、準じていない場合は準じた取り扱いをしてもらえるよう、協定を結ぶ際に文書の中に盛り込む。
- 都営住宅のシステムはとても大きいもので、入居する全世帯の構成、名前、人数、年収などが入っている。そのシステムと本件で提供する情報の関係はどうか。都営住宅のシステムに今回提供予定の個人情報を入力するわけではなくて、今回提供する情報は緊急時に提供するだけで、情報としては別に保管しておくのか。
- J K Kの都営住宅のシステムに取り入れることはせず、独自の情報として保管し、緊急時支援が終われば全て消去すると聞いている。改めてその情報をシステムに取り込む場合には、J K Kから本人に同意を取るということになる。
- J K Kは、市から提供された情報を紙ベースで保管するのか。
- パソコンに入力するかどうかは確認していないので、後日確認する。
- 提供した情報がJ K Kでどう活用され、緊急対応の結果どうなったかを経過も含め報告してもらった方がよい。
- 諮問書の16ページにある「情報提供の記録」様式に、提供した情報が最終的にどう活用されたかの欄を追加して、J K Kとの協定に際し、最終結果を教えて欲しいということまで協定に盛り込ませてもらえるよう交渉する。
- そうすると、最終結果を教えてもらうときに、J K Kが情報を削除したかもチェックできる。
- 本件が個人情報の目的外利用として諮問が必要なのは、現在入居している住民には入居時に本件の個人情報の外部提供についてお知らせしていないからである。J K Kのこれまでのやり方のままだと、新しく入居する住民にもそういう話をしないため目的外利用が続くことになる。今後入居する住民には、今回の協定内容と緊急時には個人情報を市からもらうことを説明するようJ K Kに要請すれば、説明後は目的外利用にならない。長い期間はかかるがそのようにしていくことも必要だと思う。
- 最初に入居者のしおりのようなものを入居者の方にお渡しするかと思うが、そこに協定について書いておいたり、入居者向けの説明会で話したらいいのではないか。
- 以前に要援護者台帳管理システムの諮問があった。災害時や緊急時等に、手を上げた希望者などについては周囲の方に個人情報を提供し、それを利用して援助しようというものだ。今回の協定の締結も内容的には非常に良いと思うが、それぞれの事業で目的が少しずつ違って行われていると感じる。もう少し市全体としてまとめられるといいと思う。
- 要援護者台帳管理システムの担当所管も地域福祉推進課である。要援護者台帳への登録を希望した方で、親族の連絡先等の情報を市に登録していただければ、市からそちらに電話して「J K Kにお住まいのお父さまは入院などされていませんか、今J K Kからこういう連絡が来ているのです

が」と伝えるなどの連動を考えている。

- 都営住宅の居住者については市もデータを持っているのか。例えば、都営住宅に高齢者がどのくらい住んでいるのかなど。
- 住民基本台帳に登録されている方の情報は、住民基本台帳システムで検索できる。ただ、個人ごとに検索していくので、都営住宅全体でどうなっているかなどはわからない。
- 都営住宅や公社など J K K 管理物件についてはわかったが、市営住宅では緊急時対応はどうしているか。
- 地域福祉推進課では把握していない。

総務課注：市営住宅を管理する管財課に後日確認したところ、市営住宅には常駐の管理人がおり、近隣住民、自治会等から異変を感じた旨の通報があった場合には、管理人が市に連絡し、市が施設の管理者として住人の安否確認を行う体制となっている。実際に立ち入ったケースもあるとのことだった。

- こういった協定はとても必要だと感じる。9月に市内の民間マンションで、やはり周囲からみておかしい状況があり、連絡して突入してもらった結果、亡くなっていたということがあった。これからはきっと増えてくると思う。
- 相手は J K K というきちんとした組織だが、病歴等を含む可能性がある個人情報提供なので、何かあれば責任は情報を提供した市にかかってくる。締結の際にきちんと取決めをしておいた方が、何かあったときの市の対応としても適切となる。向こうが大きい組織だからよいということで済ませず、他の委託の諮問の場合は契約書に「個人情報の取扱いに関する特約条項」等色々つけるので、その辺を参考にしながらできる範囲で個人情報を守れるような対応をして欲しい。
- 他の市でも一斉に協定を結んでいるのか。
- 現在、都内の市で J K K と協定を結んでいるのが立川市と三鷹市で、今 J K K から各市に話を進めているとのことである。当市以外に三つの市が今月中にも協定を結べるところまで来ていると聞いている。

(4) 市長より「職員の住基システム私的閲覧」「市立保育園にて発生した市職員の不祥事」についてお詫び

(市長)：皆さんこんばんは。本日は個人情報保護運営審議会、大変公私ともお忙しい中、またお寒い中、開催を頂き誠にありがとうございました。また、日頃は市政推進にあたりまして、先生方には様々な点でご指導ご協力を頂いておりますことに、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

総務部長と総務課長の方から詳しくご報告をさせていただくところでございますが、今般、当市の再任用職員が、公務外で個人的な事情から市民の方の住民基本台帳に記録されている個人情報を閲覧したという事実が判明いたしました。既に報道等でご案内かと思いますが、市として常日頃から個人情報の取扱いについては委員各位にご指導いただきながらこうした事態を発生せしめたということで、市の責任者として心よりお詫び申し上げる次第でございます。

今回の事件は、市民の方より「私の個人情報が市の職員により閲覧され、第三者に漏えいされているのではないか」というご指摘がございまして、その後の調査の結果、職員本人も事実を認めたところです。ただし、第三者への漏え

いについては強く本人が否定をしております、我々としても第三者に漏えいされたという点については確認が出来なかったことから、今回は個人情報の閲覧ということについてのみ処分をさせていただきました。

現状の処分規定で対応し、非常に軽微な処分にとどまったところですが、本人は処分を受けて辞職いたしました。当該職員が住民基本台帳の閲覧をした市民の方は4名いらっしゃったのですが、市としてその方たちにお会いして文書をお持ちして説明を申し上げ、お詫びいたしました。

本事件の前にも、本人は否認しておりますが、盗撮目的と思われることで女子職員の更衣室に小型カメラを設置した職員がいたため、こちらは刑事事件になりまして、東村山警察署に逮捕される事態がありました。

こうした不祥事が度々起きている状況、また、市としても、個人情報の取扱いは非常に重要な問題だということを重く見まして、再発防止のため綱紀粛正推進本部を立ち上げました。市民の皆様から見ると軽く思える処分の量刑を含めて見直しをさせていただくとともに、個人情報を取扱う職員の数が当市でも非常に多く、何とか二度とこうした事件が起きないように対策を検討している所でございます。

例えば現在、住民基本台帳システムにアクセスしたログは保存しており、後から誰がいつ閲覧したのかはわかるのですが、何の目的で見たのかというのは一つ一つ申請書と突合しないと結果としてわからないという状況でございます。これについては定期的に抜き打ちでチェックをかけていくというようなやり方を今後構築する必要があるのかなと考えております。

また、個人情報の取扱いについては、本事件の発生後、千葉県船橋市で「職員が探偵社から不正に金品を受け取って個人情報を漏洩した」という事実で警察に逮捕される事態も発生しておりますので、一罰百戒ではございませんが、当市でも厳しく対応しながら、研修等も含めて今後このような個人情報が不正に閲覧されたり漏えいされたりすることのないように万全を期してまいりたいと考えています。引き続き審議会の委員の先生方には大所高所から厳しくご指導いただいて、このような事件が二度と起こらないようにご指導いただければありがたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

(5) 報告（事務局からの報告）

ア. 10月19日に報道があった「職員の住基システム私的閲覧」及びその他の不祥事への対応について報告

(総務課長)：まずは、個人情報に関して職員による不祥事が2件発生したことについてご報告いたします。1件は保育園職員による盗撮事件、もう1件が公民館職員による住民基本台帳の私的閲覧です。

盗撮事件は、市立保育園に勤務している男性保育士が、女性職員用の更衣室のロッカーの上に小型カメラが入った段ボールを設置したというものです。9月20日に女子職員が更衣室に不審な段ボールが置かれているのを発見し、中に小型カメラが入っていたので確認したところ、男性保育士の顔と女性職員が写っていたことから、同9月26日に市から警察署へ被害届を提出し、9月28日に男性保育士が建造物侵入の疑いで逮捕されました。

2件目の住民基本台帳の私的閲覧ですが、市民の方から「市職員が自分の個人情報を収集し、第三者に流している疑いがある」との苦情がありまして、内部で調査をした結果、公民館の再任用職員が私的に市民4人の住民基本台帳を

閲覧したことが確認されたというものです。

市役所内部には多くの個人情報が存在しています。通常、業務遂行のために必要最低限の範囲で個人情報を収集、利用すべきであることは、常日頃から研修等を通じて各職員へ周知を図ってきたところでもあります。しかし、実際にはこのような事件が起こりまして、大変残念であるとともに心よりお詫び申し上げます。このような行為は市民からの信頼を裏切るだけでなく、最もあってはならない行為であります。9月議会において「市民及び職員の人権意識の醸成に取り組むよう市職員の人権意識の高揚を求める決議」が可決されたことを始め、職員に綱紀粛正を行い、法令厳守に基づく事務の執行を行うよう通知を発し、また、市全体として今後このような事件が再発しないよう、市長自ら各庁内の研修等冒頭あいさつの中で注意喚起を図ってまいりました。

また、このような不祥事がここ数年続けて起こっていることから、先ほど市長からもありましたように根本から見直す必要があるため、庁内に綱紀粛正推進本部を設置し、現在対策について協議を行っております。

不祥事については今の2件ですが、もう1件、前回の個人情報保護運営審議会に諮問した「2次予防事業の対象者把握業務委託」において、市民に通知した判定結果のミスがありました。この事業は、今は介護を必要としていない高齢者に日常生活における機能低下があるかどうかをチェックしてもらうチェックリストを送付して記入・返送してもらい、リストの判定結果を通知するとともに結果に応じて介護予防教室などの案内を差し上げるというもので、チェックリストの送付や回収、結果判定、結果通知発送などの業務を民間事業者へ委託しました。ところが、委託業者が作成した結果判定のコンピュータプログラムに誤りがあったため、生活機能に問題がない人に「機能低下がみられる」という判定結果を、また、機能低下があり介護予防の取り組みが必要な方に「問題ないので現状維持をしてください」という全く逆の判定結果を印字して通知してしまい、「おかしい」という市民からの問い合わせで判定間違いが発覚しました。宛先の誤りはなかったため個人情報の流出には至りませんでした。が、一歩間違えばそういうことも起こりかねない事態であったため、事業者に対し通知の再出力を行わせるとともに厳重注意を行い、11月13日から6カ月間の指名停止処分としました。

また、担当課においても発送前における内容の再チェックを実施するなど、今後の業務を適切かつ慎重に実施するよう指導いたしました。続きまして部長から綱紀粛正推進本部について説明いたします。

(総務部長)：課長の説明の補足と、現在検討している対策についてご報告させていただきます。

まず補足ですが、住民基本台帳の私的閲覧の件は、本来でしたら公民館は教育委員会所属ですので教育部が市民の方からの訴えを受けるのですが、ご本人から総務部で受けてほしいとの要望があり、当初の市民の方からの相談につきましては総務部で次長と私が中心となり調査等させていただきました。

その過程で、住民基本台帳システムは今年2月に入れ替えしているのですが、2月以前の旧システムの記録については、調べた結果不正アクセス等は把握できませんでした。2月以降の新システムの記録を見ると、4人の市民の方についてどうも不正アクセスしたのではないかという疑いがあり、教育委員会と協力して公民館に出されている住民票交付の申請書とつきあわせるなどして調査を終えました。結果として4人の方の住民基本台帳に、多い方では8回もアクセスしているといった異常な状況があり、それらをピックアップして不正アクセスの確認を取りました。

その後、本人を呼んで事情聴取し、「これはおかしいですね」、と突きつけて本人も認めました。本人いわく、2月から住民基本台帳システムが切り替わったので操作練習のつもりで知人の情報にアクセスしたと主張しています。それはおかしいのではないかといても、本人は頑として操作練習だと言い張りしました。ただ、私どもも捜査機関ではないので、何の証拠もないことからそれ以上の追及はできませんでした。また、情報は一切漏えいしていないということで、こちらにも漏えいについては一切証拠がなく、現実的な被害があったという事実が確認できていませんので、市としては第三者への情報漏えいはなかったと判断しております。職員には10月17日付で戒告の処分をしております。今の処分の基準で言えば減給相当ではないかと考えておりましたが、本人が辞職を申し出て反省したということから一つ下げて戒告とし、本人は処分があった日をもって退職しております。懲戒処分の場合、過去にさかのぼって減給処分というのはできず、未来に向かっての処分ということになりますので、減給を行っても実効性がないということになります。

子ども家庭部の男性保育士の不祥事、具体的には保育園への盗撮目的での建造物侵入の嫌疑となっておりますが、更衣室内で女子職員がロッカーの上に乗っかっている段ボールの中が光った感じがしたというのです。それで注意して見たら段ボールの底の方に小さい穴が開いていた。これは何だろうということで段ボールを開けて見たら、そこに小型カメラが設置されていたということです。男性保育士はカメラが自分のもので段ボールの中に入れたことは認めているのですが、盗撮目的であるということは頑として否認しており、今度第1回目の公判が開かれることとなります。現状では警察の取り調べにおいても否認している状況でございます。

また3点目の介護保険の結果通知の判定ミス、なぜそういう事態になってしまったのかというと、市が受託業者から貰ったリストは正しいリストが打ち出されておりました。そのリストのとおり間違いなくプログラミングされていればよかったのですが、発送通知のところでプログラムにミスがあり、逆の結果が打ち出されてしまったということです。受託業者は指名停止処分といたしました。また、市の担当職員自身の過失は非常に少ないという判断から、懲戒処分はしていません。ただ、市長自ら担当職員、部長、次長、係長に口頭注意を行っております。

公民館での住民基本台帳の不正使用と、保育園での盗撮疑い事例の2つの不祥事を受けまして、東村山市職員綱紀粛正推進本部を設置いたしました。こちらの設置が決まったのが10月19日で、10月20日過ぎから実際に動き始めております。推進本部のメンバーは本部長を市長、副本部長が副市長と教育長、本部員が各部長になります。その下に部会を設置しており、現実的な検討については部会に委任して行っております。部会につきましては副市長、教育長、私、各部の次長、それに部次長が当市の場合全て男性職員ですので、女性の視点からということで女性の課長1名と課長補佐1名をメンバーに加えて、そのメンバーで検討を行っております。

まだ報告書は出来上がっていないので検討中の項目について説明しますと、まず制度等の整備ということで、現在の懲戒処分の基準は国等を参考に作られていますが、厳罰で臨んでいる飲酒運転を除きやや罰則が軽いのではないかと考え、非違行為の事由・種類の見直しと量定基準の厳格化を行っております。また懲戒処分の公表基準の見直し、現在戒告は公表しなくてよいということになっており、減給以上であれば公表、懲戒免職であれば氏名まで公表という状況ですが、これを戒告についても原則公表と考えております。ただこれですと単

純な事務処理上のミスでも戒告処分になることがございます。もちろん、事務処理上のミスでも市民の方にご迷惑をおかけすることにはなりますが、その場合には、場合によっては公表しなくてもいいような例外を置くものの、原則は戒告でも公表していくという姿勢に切り替えようと考えております。

それから再任用職員の任用基準の厳格化、再任用職員は60歳定年を迎えて希望する者については今まで全員採用しています。しかし、今行っている人事評価制度に基づいて、やはり仕事に関して問題がある職員については排除も考えていくように検討していこうと考えております。

また、職員の情報の共有がでございます。過去の異動履歴などについてはなるべく共有化を図っていきたい、また、職員に何かおかしいことがあれば情報が総務部に上がって来て、それをまた各課に連絡できるような体制が取ればよいと思っております。

続きまして業務の適正化ということで、業務の点検・チェックについてさらにしっかりとやっていく体制を作っていく予定です。加えて、意識啓発の強化、非行防止及び人権研修の悉皆実施、今までは昇任時や採用時は行っていますが、今後は3年に1回はそういった研修を全職員がどこかで受講するというようなことも考えております。

最後に綱紀肅正月間の設置、6月と12月に設置を考えております。

以上の点につきまして今早急に部会で検討して報告書にまとめ、その後本部で決定され次第、実施していく考えでおります。少し長くなりましたけれども私からは以上です。

※委員意見

- 難しいのは、最近の学生もそうだが集団性がなくなっている。同じサークルや同じスポーツをやっているなどあれば、お互いに個人の資質とか変化が分かるが、今はそういう形で学生が集団で何かするというのはすごく下手だし、やりたがらない。そうすると教師の所にも情報が来ない。「〇〇君最近きていないけどどう？」と聞いても、周りが「え、知りません」となってしまふ。そういうのをどうしたら良いのかというのは大学でも大変だ。きっと市の職員も若い人たちはそういう人たちが入ってくるので、昔のように周りが見ていてわかるという状況が少なくなる。そうすると、職員の資質を守るというのはものすごく大変だと思う。周りの人間も個々の職員について知らない部分の方が多くなる。昔は朝から晩まで一緒に、夜も一緒に、最近様子がおかしいなどの雰囲気があったが、今は8時半に来て5時になったらすぐいなくなって、何をしているかわからないということになる。なかなか大変だと思うが、ぜひ市民の目を大切にしたい。

(総務部長)：不祥事を起こしているのは本当に一部の職員だが、市全体として公務員の倫理観を問われてもやむを得ない。

イ、平成24年度第2回審議会に出された意見に対する回答

- ・ 前回の第2回審議会に出された委員意見に対し、所管課からの回答を報告する。

○諮問第3号「二次予防事業の対象者把握事業実施及び二次予防事業参加予定者に対する健診業務の外部委託」(高齢介護課)

委員意見

(1) 契約の仕様書に、以下の事項について記載した方がよい。

- ① USBメモリのパスワードの管理を徹底すること。

- ②市からUSBメモリを受け取ったあとは、受託者は他の場所に立ち寄ることなく会社に直行し、社内の保管場所に保管すること。
- (2) これまでに東村山市の業務をしたことがない業者が受託者として選定された場合には、契約期間終了後、受託者が個人情報を含むデータを削除する際に、市の職員が削除作業に立ち会うこと。できればきちんと削除作業がなされているか判断できる専門知識を有する職員が立ち会った方がよい。
- (3) 本件業務では秘匿性の高い情報を扱うため、結果の取り違いや個人情報の漏えいがないよう、受託者の選定・監督の際には十分留意すること。
- (4) USBメモリのデータ消去の際には、専用ソフトで上書きする等、きちんと個人情報が削除されたことを確認すること。USBメモリを使用する際には、受託者が用意した物である場合も最終的に市に譲渡してもらい、あるいは最初から市が用意したUSBメモリを使用するなどした方がよいのではないかと。
- (5) 作業の進展があったときなど折に触れて、受託者に対して個人情報の取扱いについての確認を行うこと。
- (6) 個人情報保護に関する意見ではないが、「二次予防事業を行うことによって要介護状態に至る期間が延びて、これだけの介護費用が不要になった」というような事業効果を測ることができると将来的にもよいと思う。

高齢介護課からの回答

- (1) について、契約の仕様書中「5. 受託事務の責務」のところに「USBメモリのパスワードは作業に従事する職員以外に漏えいしないこと」という条項を追加した。「USBメモリを受け取ったら会社に直帰する」ということは仕様書には入れなかったが、情報セキュリティの合意書の中に追加した。
- (2) について、受託者は「インテージ」というマーケティングや市場調査を専門にやっている会社でプライバシーマークを取っており、こういう業務について実績もあるのだが、残念ながら結果判定のミスがあった。個人情報を市から受け取った後の削除について結果を確認してはどうかということについては、業者から確かに削除したという証明書を市に出してもらいそれを確認するというようにした。
- (3) について、結果の取り違い等ないよという意見を頂いていたが、取り違いこそなかったものの、結果判定のプログラムに間違いがあり、残念ながら市民の方に送付した結果が違うものになるという事態が発生した。
- (4) について、市が所有するUSBメモリを使うことに変更した。

以上

※この会議の資料（諮問書など）は、次の理由によりホームページ等での公表はしません。

【理由】

情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報（個人情報や市の情報セキュリティ対策の詳細情報、これから予定している委託契約の情報など）が含まれており、公開することにより情報を早く得た者が契約に有利になったり、コンピュータシステ

ムに不正侵入されるといったおそれがあるため。